

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第16回）  
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第13回）  
合同会合 議事概要

1. 日 時：令和2年9月25日（金）10時30分～11時30分

2. 場 所：Web会議

3. 出席者

<検証・検討会議構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員

<検証・検討会議オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、中小企業庁取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

<ワーキンググループ構成員等>

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、池田構成員（テレビ東京）、遠藤構成員（全国地域映像団体協議会）、長部構成員（フジテレビ）、後藤構成員（日本テレビ）、笹平構成員（日本動画協会）、佐藤専任部長（NHK）、清水構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、高島構成員（TBS）、告坂構成員（日本動画協会）、野瀬構成員（テレビ朝日）、原部長（日本ケーブルテレビ連盟）、松尾構成員（日本民間放送連盟）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、山口構成員（衛星放送協会）

<総務省>

秋本情報流通行政局長、湯本大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、犬童情報流通行政局総務課長、三島情報流通行政局情報通信作品振興課長、市川情報流通行政局情報通信作品振興課課長補佐

4. 議事

（1）事務局より、資料1～資料7に基づき、ガイドライン改訂等について説明が行われ、ガイドライン改訂内容について、事務局案のとおり了承された。

5. 構成員等からの主な意見

（ガイドライン改訂内容について）

- 業界団体として、速やかに会員向けの勉強会やオンライン形式の説明会を開催するなどの取組を通じ、また、業界7団体で構成している放送コンテンツ適正取引推進協議会の活動にも協力してガイドライン（第7版）の周知に努めてまいりたい。
- 契約形態及びそれに紐づく著作権の帰属等の関係を整理（当該整理された表を「著作権の帰属等整理表」という。）しガイドラインに掲載されたことで、基本的な類型が分かりやすくなったことは大きく評価すべき。分類へ当てはめるべく答えありきの協議にならないよう、双方が受注・発注の入り口の段階で十分に協議を行うことがより重要であるという基本スタンスを改めて双方で認識していきたい。

- 法律の解釈論としては、製作取引に関する契約については、著作権の帰属等整理表①から⑧がデフォルトになりそうである。したがって、同表①から⑧に当てはまらない特別な、あるいは固有な契約である場合は、その旨を明確にした合意がない限りは同表①から⑧に当てはまることになりそうである、ということを受委託双方において共通に認識いただきたい。
- 著作権の帰属についてどうしても不明確である場合、法律の解釈論の原則では、権利は共有であることになり、その比率は案分になる、つまりイーブンと解釈される可能性が高いため、やはり著作権の帰属は事前に明確にしておくべき。ガイドラインは今後の実務で強い指針になるということを製作現場の方々が十分理解してくれることを期待。
- 新型コロナの影響で、質の高いコンテンツの重要性はますます高まっている。関係業界の方々には、今般の改訂ガイドラインの趣旨を十分に踏まえ、より一層適正な製作取引の推進に取り組んでいただき、業界全体の発展につなげていただくことを強く期待。

以上